文化庁の 海外における著作権保護の推進

- 1. 令和元年度の取組について
- 2. 権利行使の支援事業 (調査研究事業) について
 - ①平成30年度「海外における著作権に基づく権利行使事例集」
 - ②令和元年度「諸外国における著作権登録制度」



海外における著作権保護の推進

(著作権制度の国際的調和の推進)

(平成30年度予算額 16 令和元年度予算額 16

167百万円) 168百万円

- 海外における著作権保護の実効性を高めるため、<a>①著作権制度の整備、<a>②権利執行の強化、<a>③普及啓発に係る取組を実施。。
- 国際的なルールづくりの推進のため、国際条約に関する議論に積極的に参画。

著作権制度の整備

R1年度予算額:65百万円(65百万円)

アジア・太平洋地域の途上国における著作権制度整備支援 (アジア地域著作権制度普及促進事業)

<具体的な取組>

- ◆ 著作権制度に関する現地セミナーの開催
- ◆ 著作権に関する国際会議の開催
- ◆ 制度整備支援のための訪日研修の実施



国際的なルールづくりへの参画 (著作権に関する国際的な課題への対応)

<具体的な取組>

- ◆経済連携協定等の交渉への参画
- ◆WIPO放送条約に関する議論への参画 等

海賊版対策事業

権利執行の強化

R1年度予算額:65百万円(64百万円)

政府間協議を通じた働きかけ、侵害発生国の人材育成支援による環境整備の推進

<具体的な取組>

- ◆ 政府間協議における取締強化等の要請
- ◆ コンテンツ真贋判定セミナー(取締機関職員対象)の実施
- ◆ 海外における著作権侵害対策ハンドブックの作成 等

普及啓発

R1年度予算額:38百万円(38百万円)

著作権侵害の防止に向けた普及啓発活動 (侵害発生国の政府及び権利者と連携して実施)

<具体的な取組>

- ◆ 著作権普及啓発教材の共同開発
- ◆ 著作権啓発イベントの実施 等



海外における著作権侵害の減少 我が国権利者による権利行使の推進

➡ 正規流通のさらなる促進

1. 令和元年度の取組について ①著作権制度の整備

◆アジア太平洋地域著作権制度普及促進事業(APACEプログラム)

WIPO(世界知的所有権機関)に信託基金を拠出し、WIPOとの協力の下、アジア・太平洋地域の途上国における著作権制度の整備や国際条約への加盟及びそれを担う人材の育成を支援。1993年から実施。令和元年度の主な事業は以下のとおり。

| 事業名 | 開催地/日程 | 概 要 |
|--------------|----------------------------|--|
| 地域会合 | ブータン 7月22-24日 | 南アジア諸国を対象に著作権と著作隣接権に関するワークショップを 開催。アフガニスタン、バングラデシュ、ブータン、モルディブ、ネ パール、パキスタン、スリランカから15名が参加。 |
| 集中管理団体実務研修 | 日本(東京) 8月26-30日 | 途上国政府の著作権担当職員、集中管理団体職員を対象とした、著作権の集中管理制度に関する研修。 カンボジア、タイ、フィリピン、マレーシアの4カ国から8名参加。 |
| 著作権に関する専門家派遣 | 南太平洋1~2力国 11月予定 | 途上国の著作権制度及び集中管理制度の整備について助言を行うため の専門家派遣。 |
| 東京特別研修プログラム | 日本(東京) 2020年1月予定 | 途上国の著作権当局職員、執行機関(税関、警察、裁判所等)職員等を対象とした著作権の保護(エンフォースメント含む)に関する研修。 ASEAN諸国から10名の参加を予定。 |
| 著作権に関する専門家派遣 | ASEAN 1~2力国 2020年1~3月予定 | 途上国の著作権制度及び集中管理制度の整備について助言を行うため の専門家派遣。 |
| 翻訳事業 | | 途上国の要請に基づき条約等の現地語への翻訳を実施。 カンボジア語(マラケシュ条約)、 ミャンマー語(ベルン条約、ローマ条約、WCT、WPPT、及びWIPO の関連文書)、 ラオス語(北京条約) |

1. 令和元年度の取組について ②権利執行の強化

◆二国間協力

著作権に関する二国間覚書に基づき、定期協議及び協力事業を実施。

| 相手国 | 開催地/日程 | 概要 |
|------|--------------|---|
| 中国 | 東京 9月10日 | 中国国家版権局との間で、日中著作権協議及び日中著作権セミナーを開催し、著作権侵害対策の強化に向けた協力要請を行うと共に、両国の著作権制度の現状と課題について意見・情報交換を行う。 |
| 韓国 | 未定 | 韓国文化体育観光部との間で、日韓著作権協議及び日韓著作権フォーラムを開催。 |
| ベトナム | 東京 11月11-15日 | ベトナム文化・スポーツ・観光省からの要請に基づき、著作権担当職員の訪日研修を実施。 |

◆トレーニングセミナー

相手国政府と協力し、税関、警察、裁判所職員等の侵害対策に係る能力開発を目的として、我が国のコンテンツに係る真贋判定セミナーを実施。

| 日程/開催地/テーマ | | | | |
|------------|---------------------------------------|-----------------------|--|--|
| 8月7日 | ベトナム(ハノイ)「著作権侵害のケーススタディ」 | 11月 台湾(高雄)「オンライン侵害対策」 | | |
| 9月4日 | タイ(バンコク)「デジタル時代の著作権保護と権利行使」 | 12月 インドネシア 「テーマ未定」 | | |
| 9月下旬 | 中国(香港) 「オンライン侵害対策」 | 2020年1月 中国(北京)「テーマ未定」 | | |
| 10月上旬 | マレーシア(コタキナバル) 「システムを利用したオンライン侵害対策」 | | | |

◆権利行使の支援事業 (調査研究事業) → 後述

1. 令和元年度の取組について ③普及啓発

◆著作権普及啓発イベントの実施

侵害発生国政府と協力し、著作権の普及啓発イベントを実施。

| 相手国 | 開催地/日程 | 概要 |
|-----------------|----------------------|--|
| マレーシア | クアラルンプール 7月26-28日 | マレーシア知的財産公社(MyIPO)と共同でクアラルンプールの大型ショッピングセンターで開催の「JAPAN EXPO MALAYSIA 2019」において著作権意識調査(アンケート)を実施するとともにステージにおいて著作権クイズを実施。 |
| タイ | バンコク 9月12-15日 | 「マンガフェスティバル in ASEAN」において著作権意識調査を実施。 |
| ベトナム ハノイ 11月 | | ベトナム文化・スポーツ・観光省と協力し、ハノイ国立大学で開催の 「Gameshow Copyright and Creation 2019」において著作権意識調査(アンケート)を実施するとともにステージにおいて著作権クイズを実施。 |

◆著作権普及啓発教材の開発協力

マレーシア及びベトナムにおける著作権普及啓発教材の開発に協力。

◆著作権普及啓発ツールの作成

海外における著作権普及啓発のためポスター、クリアファイル、バナーを作成。同ポスターの日本語版を作成し、日本国内の初等中等教育機関に配布。



2. 権利行使の支援事業 (調査研究事業) について

①「海外における著作権に基づく権利行使事例集」の作成 (平成30年度)

【背景・趣旨】

著作権侵害は国境を越えて発生しており、我が国権利者が権利行使を行うに当たっては、我が国とは制度の 異なる侵害発生国において対応を取る必要があり、困難を伴うケースも多い。

本事業では、我が国の権利者による海外での著作権侵害への対応事例を具体的に取り上げ、侵害発生国における執行を取り巻く状況や当該国制度下において取り得る対策とその有効性等を調査するとともに、その成果をまとめたハンドブックを作成し、海外における権利行使に当たってのノウハウ等を共有することで、日本の権利者の海外における著作権侵害に対する権利行使を支援する。

【調查委託先】

T&K法律事務所

【概要】

事例集には、我が国権利者が海外において著作権侵害に対応した事案12例について、1)権利行使の根拠とした権利、2)必要となった資料、3)必要期間、4)費用、5)相手方からの反論、6)結果、及び7)ポイントを調査。また実際に作成・提出した資料を掲載。

そのほか、権利行使に当たり押さえておきたい各国の制度等の情報を4つのコラムにまとめている。

コラム1:中国の行政手続きと刑事手続きについて

コラム2:中国における著作権登録について

コラム3:インドネシアにおける著作権の権利行使について

コラム4:アメリカにおける著作権登録について

2. 権利行使の支援事業 (調査研究事業) について

①「海外における著作権に基づく権利行使事例集」の作成 (平成30年度)

【事例】

| \ = 191\ | 5 | 区分 | 概要 |
|---------------------|----------|------|---|
| 1 | 中国 | 刑事事件 | アニメのキャラクターグッズの模倣品の製造・販売を行っていた会社を刑事摘発。経営者を著作権侵害罪で起訴。 |
| 2 | 中国 | 刑事事件 | アニメのキャラクターグッズのコピー品を当該アニメ名を冠した店舗で販売していた会社を著作権侵害に基づき刑事告発。 |
| 3 | 中国 | 行政事件 | 動画共有サイトにおける無許諾配信を止めるため、当該動画共有サイトについて中国国家版権 局に対し行政投訴。 |
| 4 | 中国 | 行政事件 | アニメのキャラクターを無断で使用したフィギュアの販売を行っていた会社について当該地方 の市場監督管理局に対し行政投訴。 |
| 5 | 中国 | 民事事件 | アニメのキャラクターグッズの模倣品の製造・販売を行っていた会社及び販売店に対し著作権侵害を理由に民事訴訟を提起。 |
| 6 | 韓国 | 刑事事件 | 日本の書籍を無許可で翻訳・アップロードしていた個人を刑事告訴。 |
| 7 | 台湾 | 刑事事件 | 日本のテレビ番組を視聴可能とする不正ストリーミング視聴機器を販売していたグループを刑事告訴。 |
| 8 | インドネシア | 刑事事件 | 日本のビデオゲームソフトの複製品を販売していた会社を刑事告訴。 |
| 9 | アメリカ | 民事事件 | 日本の映画シリーズのキャラクター名に類似した商品名の製品をオリジナルキャラクターに類 似したデザインのキャラクターをパッケージ・広告に用いて販売していた会社に対し起訴提起。 |
| 10 | アメリカ | 民事事件 | 日本の動画作品の映像を無断で使用していた会社に対し民事訴訟を提起。 |
| 11 | フランス | 民事事件 | 日本のアニメーション作品の海賊版DVDを販売していた会社に対し、販売の差し止めを求めて 民事訴訟を提訴。 |
| 12 | オーストラリア | 民事事件 | 日本の製品の模造品の販売停止及び正規製品写真の無断使用の停止を求めて民事提訴。 |

2. 権利行使の支援事業 (調査研究事業) について

②「諸外国における著作権登録制度」に関する調査 (令和元年度)

【背景・趣旨】

ベルヌ条約上、著作権の発生は無方式主義であるが、ベルヌ条約加盟国の一部には、著作権の登録を行わないと権利行使が容易でない国や、著作権の登録について一定のメリットを付与している国が存在する。本事業では、日本の権利者の海外でのコンテンツビジネスの展開や著作権侵害に対する権利行使に資するべく、諸外国における著作権登録制度の概要及び運用実態を調査する。

【対象国】

米国、カナダ、中国、韓国、ブラジル、インドネシア、タイ、ベトナム

【調査事項】

- ①登録制度の概要(法的根拠、実施主体、年間の登録件数等)
- ②登録の対象事項(発生、移転、許諾、担保設定等)及び内容(日付、名称等)
- ③登録手続きの概要(オンライン登録の可否、公示方法、所要期間、手続き費用等)
- ④必要書類の概要(複製物、譲渡契約書、ライセンス契約書の提出要否等)
- ⑤法令上の登録の効果(権利の推定、法定損害賠償制度の利用可能化、弁護士費用の侵害者負担制度等)
- ⑥運用上の登録の効果(刑事告訴、行政取締りの申立て、税関登録等に際して事実上必要であること等)
- ⑦その他、①~⑥の参考情報、関連情報

【スケジュール】

2019年 7月24日 一般競争入札公告

8月14日 入札書提出期限

9月 5日 開札

9月 委託契約締結・調査開始

2020年 3月 成果物提出